

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則等の一部改正について（案）

1. 概要

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会においては、従来から、科学研究費助成事業（科研費）を中心として、その制度の在り方等に関する審議を行ってきたが、科研費の制度改善等の実施に際しては、それに要する予算の要求や執行の時期を勘案して審議を行う必要がある。

一方で、緊急に決定すべき事項が発生した場合については、直ちに部会の会議を開催し、審議を行うことが困難であることから、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合に限って、書面による審議を可能とするよう、2. に示すとおり、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則等の一部改正を行う。

2. 新旧対照表

- 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則（抄）（平成21年3月30日科学技術・学術審議会学術分科会決定）

改正後	改正前
<p><u>（書面による議決）</u></p> <p><u>第三条 部長はやむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により議決を行った場合には、部長が次の会議において報告しなければならない。</u></p> <p>（会議の公開）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>第五条 [略]</p> <p>（雑則）</p> <p>第六条 [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第三条 [略]</p> <p>第四条 [略]</p> <p>（雑則）</p> <p>第五条 [略]</p>

- 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の公開の手続きについて（抄）（平成21年3月30日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）

改正後	改正前
<p>科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第2条第8項及び科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第<u>6</u>条に基づき、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の公開の手続きについて以下のように定める。</p>	<p>科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第2条第8項及び科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第<u>5</u>条に基づき、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の公開の手続きについて以下のように定める。</p>